

令和4年(ラ)第26号 担保の取消決定の申立却下決定に対する抗告事件  
(原審・名古屋地方裁判所豊橋支部令和3年(モ)第2046号)

決 定

抗告人(原審申立人) ビジネスアシスト事業協同組合

同代理人弁護士 齋 藤 浩  
同 眞 並 万里江

相手方(原審相手方) 株式会社丸和運送

主 文

- 1 原決定を取り消す。
- 2 名古屋地方裁判所豊橋支部令和2年(ヨ)第15号債権仮差押命令申立事件について、抗告人が令和2年4月28日に大阪法務局に110万円を供託して立てた担保(大阪法務局令和2年度金第1002号)は、これを取り消す。

理 由

第1 事案の概要

- 1 本件は、名古屋地方裁判所豊橋支部令和2年(ヨ)第15号債権仮差押命令申立事件において、令和2年4月28日に110万円を供託(大阪法務局令和2年度金第1002号)して担保(以下「本件担保」という。)を立てた抗告人が、担保の事由が消滅したとして、民事保全法4条2項、民事訴訟法79条1項に基づき、本件担保の取消しを求めた事案である。

原審は、担保の事由が消滅したとは認められないとして、抗告人の申

立てを却下したところ、抗告人が抗告した。

2 本件抗告の趣旨は主文同旨の決定を求めるものであり、本件抗告の理由は、別紙「抗告理由補充書」（写し。添付資料を除く。）に記載のとおりである。

## 第2 当裁判所の判断

当裁判所は、本件担保につき「担保の事由が消滅した」との民事訴訟法79条1項の要件を満たすから、本件担保を取り消すべきであると判断するものであるが、その理由は以下のとおりである。

1 一件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) 抗告人は、相手方に対するETCカード利用契約に基づくカード利用代金債権等を請求債権（以下「本件請求債権」という。）とし、相手方の（以下「第三債務者」という。）に対する運送代金債権を仮差押債権（以下「本件仮差押債権」という。）とする債権仮差押命令を申し立て、令和2年4月28日に本件担保を供託し、同月30日に同仮差押決定（以下「本件仮差押決定」という。）を得た。
- (2) 第三債務者は、本件仮差押債権として運送代金101万2000円が存すること、同金員からマスク代4万円余を控除した金員につき弁済の意思がある旨回答した。
- (3) 静岡県湖西市長は、相手方の滞納金額を徴収するため、国税徴収法に基づいて本件仮差押債権を差し押さえ、令和2年5月21日、名古屋地方裁判所豊橋支部に対しその旨の通知をした。
- (4) 相手方につき、破産手続が開始されて破産管財人が選任されたが、令和3年7月13日、同破産手続は異時廃止となり、同月26日、相手方の登記記録は閉鎖された。

なお、同破産手続において、配当の見込みがなかったため債権届

の手續は留保されており、破産管財人の認否の手續を経ていない。

(5) 抗告人は、上記破産手續開始に先立って、相手方を被告として、本件請求債権について本案訴訟（名古屋地方裁判所豊橋支部令和2年(ワ)第224号立替金等請求事件。以下「本件本案訴訟」という。）を提起していたが、相手方の破産手續が異時廃止となったことから、令和3年8月10日、本件本案訴訟は当然終了となった。

(6) 抗告人は、令和3年10月28日、本件仮差押決定に係る債権仮差押命令の申立てを取り下げ、本件担保の取消しを求めた。

2 民事訴訟法79条1項の「担保の事由が消滅する」とは、担保提供の必要性が消滅したことを意味し、仮差押命令に際して提供された担保の場合には、仮差押命令における債務者の債権者（申立人）に対する損害賠償請求権が発生する可能性が消滅したことを意味するものと解される。

前記の事実関係に照らせば、本件仮差押決定により相手方の抗告人に対する損害賠償請求権が発生するのであれば、破産管財人においてその権利を行使することが可能であるにもかかわらず、そうした権利行使は一切なされていない上（本件仮差押債権は、本件仮差押決定の有無にかかわらず、国税徴収法による差押えの対象にもなっているという事情も存する。）、相手方は破産手續が開始され異時廃止となったものであり、現時点では相手方が法人として権利を行使する具体的な可能性は認められないから、こうした事情の下では、相手方の抗告人に対する損害賠償請求権が発生する可能性が消滅したと同視し得る状況にあると認めるのが相当である。

なお、保全事件で提供された担保につき「担保の事由が消滅する」との要件を満たすと認められるのは、本案訴訟につき全部勝訴判決が確定した場合が最も多いものと考えられるところ、本件本案訴訟につ

いては当然終了となっており勝訴という結果には至っていないものの、そのような経過になったのは、相手方につき破産手続が開始されて異時廃止となったことによるものであって、専ら相手側の事情に起因するものであるから、本件本案訴訟について勝訴判決に至っていないという事情をことさら重視すべきではない。

### 第3 結論

以上によれば、本件担保は「担保の事由が消滅した」として民事保全法4条2項、民事訴訟法79条1項に基づき取り消すべきであるから、これと異なる原決定を変更することとして、主文のとおり決定する。

令和4年3月22日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 永 野 庄 彦

裁判官 前 田 郁 勝

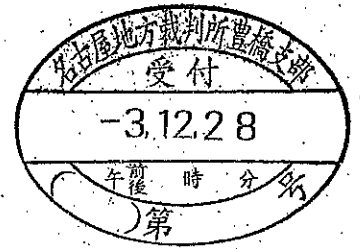
裁判官 真 田 尚 美

(別紙)

令和3年(ソラ)第5号

抗告人 ビジネスアシスト事業協同組合

相手方 株式会社丸和運送



## 抗告理由補充書

令和3年12月27日

名古屋高等裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 齋藤



同 眞並万里



上記当事者間の名古屋地方裁判所豊橋支部令和2年(ヨ)第15号債権仮差押命令申立事件の担保の取消決定申立てについて、同裁判所がなした令和3年12月15日になした却下決定についての即時抗告を申し立て、抗告理由を、不服とのみ記載しておりましたが、下記のとおり補充いたします。

### 記

立担保の趣旨は、保全命令の執行により、相手方に生ずる損害回復のためにある。相手方に損害が発生する余地がほとんどありえず、その蓋然性が稀有と考えられる場合には、立てた保証は、その事由が止んだものと解するのが相当である(名古屋高決昭和53年3月28日判時909号63頁参照)。

しかるに、本件原決定は、形式的な理由を並べるだけで、立担保のこのような制度趣旨を考察しておらず、全くの誤りである。

すなわち、本件では、抗告人が仮差押決定の後、本訴を提起したところ、相手方が破産したために、訴訟が当然に終了したものであるが、原決定は、この事情を、「本件訴訟は当然終了しているのであるから、全部勝訴判決が確定した場合にはあたらない。また、本件請求債権について、相手方の破産手続において破産債権として確定されて債権表へ記載された事実も認められないから、全部勝訴判決が確定した場合と同視すべき事情があるともいえない」などと同義反復的判示を繰り返し、立担保の趣旨に沿った「担保の事由が消滅したこと」の解釈を誤って判断した。

原決定の判断には、当事者中の誰が当事者関係を破壊し、迷惑をかけているのか、誰が誰に損害を与えているのかの実質的考察が全くできていないことによる、形式論の当てはめがあるに過ぎない。

抗告人が立担保のうえ、仮差押決定を得、本訴を起こして債権の回収をしようとしたことは、一件記録から明らかである。しかるのち相手方が破産宣告を得たことにより、抗告人の本訴が当然に終了したものである。

破産手続関係では、抗告人が債権届をしようとしたところ、破産管財人は「本件は破産債権に対する配当の見込みがないため、債権届の手続を留保しており、よって債権認否する予定はありません」と回答している（添付資料）。

この事情からは、原決定が述べる、破産債権の確定とか債権表への記載とかいうことは関係のないことである。抗告人の責に帰さない事情で本訴が終了してしまったので、抗告人は債権の回収を図るのではなく、保全のために立てた担保のみを取り戻したいと考えているのである。全部勝訴判決が確定したことや、それに同視すべき事情など、本件担保取消の判断には関係のないことである。

原決定の判断は、最決平成13年12月13日民集55巻7号1546頁の形式的適用と見られるところ、同決定の事例と本件とは全く事情を異にする。

本件の場合には、上記名古屋高決が述べるような実質判断をおこない、保全命令の執行により、相手方に損害が生じたのかが判断されなければならない。

本件では、債権者である抗告人になんらの訴訟手続違反はなく、もっぱら債務者である相手方の事情により、本訴の遂行が不可能となったものであり、また破産した相手方に現在本仮差押による損害が発生しておらず、将来においても発生する蓋然性も稀有であるから、担保の事由は消滅している。

これは正本である。

令和4年3月22日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判所書記官 小久保 博之

